七十五　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第七条第五項及び附則第六条第五項
七十六　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第二十二条第一項
七十七　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第三十九条第一項
七十八　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十条第四項、第三十三条第四項、第三十三条の三第四項及び第五十八条第一項（同法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）
七十九　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第四十五条第一項及び第六十六条第一項
八十　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条並びに第七条第一項及び第三項（いずれも国土交通大臣に係るものに限る。）
八十一　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十九条第二項
八十二　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二十五条第一項
八十三　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第二十六条第一項及び第三十六条第一項
八十四　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十八条第二項（国土交通大臣に係るものに限る。）

第二条　次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に都道府県又は市町村（特別区を含む。）の職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

一　軌道法第十三条

二　建設業法第三十一条第一項及び第四十一条の二第四項
三　国際観光ホテル整備法第四十四条第三項
四　建築基準法第九条の二（同法第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第七項（同法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、第七十七条の三十一第一項及び第二項並びに第七十七条の三十五の十七第一項
五　建築士法第十条の二第二項、第十条の十三第一項（同法第十条の二十第三項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において準用する場合に限る。）及び第二十六条の二第一項
六　港湾法第四十三条の二十三第一項、第五十五条の二の二第一項及び第五十六条の五第一項から第三項まで
七　道路運送法第九十四条第四項及び第六項
八　公営住宅法第四十九条第一項
九　土地収用法第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第三項（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに土地収用法第三十五条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）
十　宅地建物取引業法第十六条の十三第二項及び第七十二条第一項
十一　道路法第六十六条第一項、第七十二条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第七十七条第三項
十二　旅行業法第七十条第三項
十三　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項（国土交通大臣に係るものに限る。）